

## 令和8年度 米子市公会堂 清掃仕様書

- 1 清掃は、付属館については日常清掃及び特別清掃、大ホール棟については、臨時清掃（使用の都度）及び特別清掃、屋外公衆トイレ及び屋外前広場は日常清掃とし、別紙の「清掃作業基準」に基づき公会堂業務の遂行に支障のないように誠実に実施し、常に清潔な状態を保つようにするものとする。
- 2 前項によるほか、必要に応じて適宜、洗浄、ワックス塗布、研磨などを行い、常に清潔な状態を保つように留意するものとする。
- 3 清掃委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 4 清掃時間及び人数
  - (1) 日常清掃 年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日  
午前8時から正午まで 2人  
正午から午後4時まで 1人  
ただし、屋外公衆トイレ日常清掃については  
毎日 1時間 1人
  - (2) 臨時清掃 日常清掃の作業基準に準じ、入念に行うものとする。
  - (3) 特別清掃 原則として、休館日もしくは大ホールの使用のない日に行うものとする。

## 別 紙

### 清 掃 作 業 基 準

この基準仕様書は、作業の大要を示すものであるから、本書に記載していない事項であっても、甲の職員（以下「職員」という。）が美観の維持又は、建物管理上必要と認めた作業で軽微なものについては、契約金額の範囲内で実施するものとする。

#### 1 使用材料

- (1) 作業に使用する材料は、すべて品質良好なもので、あらかじめ検査を受けた品質又はこれと同等以上のものを使用すること。
- (2) 電気、水道及びガスの使用にあたっては、できるだけ有効に使用し、経費の節減に努めること。

#### 2 作業工程

- (1) 乙は、実施工程表及びその方法をあらかじめ定め、これによる作業実施計画表を2部作成し、職員に提出し、その承認を得ること。

#### 3 損害その他

- (1) 乙は、作業実施にあたり、構内の建物、工作物その他に対し、損害を与えたときは、その損害額を賠償すること。
- (2) 乙は、作業実施中破損箇所を発見したときは、直ちに職員に報告すること。

### 作 業 内 容

#### 1 一般事項

作業実施にあたっては、業務に支障のないよう次の事項に十分注意すること。

- (1) ほこりを飛散させないこと。
- (2) 清掃器具類を建物内の機材等にあてないこと。
- (3) 火気には特に留意し、ガソリン、ベンジン等の引火物は、絶対に使用しないこと。
- (4) 水の使用にあたっては、機械その他にかからないようにすること。
- (5) 不衛生な処置をとらないこと。
- (6) その他細部については、職員の指示を受けること。

## 2 付属館の日常清掃

- (1) ちり払いは、機械その他設備のあるところは、原則として真空掃除機を使用する。また、手の届く範囲に塵を認めた場合、ハタキを使用し、入念にちり払いをすること。
- (2) 床掃除（トイレを除く）については、ビニール、コルク、磁器タイル等の床面は、固く絞った水拭きモップにてほこりを除去する。また、移動の容易な椅子、つい立て等の備品類は、移動したうえ入念に掃除する。
- (3) 壁、窓等については、ほこりを払い、必要な部分は、水でぞうきん拭きをする。
- (4) カウンター、てすり、窓枠、窓台等については、ほこりを除去し、雑巾で拭き取ること。
- (5) 汚物入れ等は、内部を水洗掃除する。
- (6) トイレ床、隔壁は水拭きし、便器及び洗面器などは、洗浄剤を用いて丁寧に水洗いのうえ布拭き掃除をする。
- (7) トイレトペーパー及び石鹼水は、随時補充すること。
- (8) 流し台、ガス台、タイル壁等は、水拭きをする。
- (9) 畳床は、掃除をした上、乾拭きをする。
- (10) ガラス鏡は、簡易なガラス拭きをする。
- (11) 空き箱、空きビン、茶がら、紙くず及びたばこの吸い殻は、分別の上、毎日所定のところに捨てる。
- (12) ごみ容器は洗浄する。

3 屋外公衆トイレの日常清掃は、日常清掃の作業内容に準じ、入念に行うものとする。

4 屋外前広場の日常清掃は、拾い掃き、落ち葉拾い、除草を行うものとする。

5 臨時清掃については、日常清掃の作業内容に準じ、入念に行うものとする。

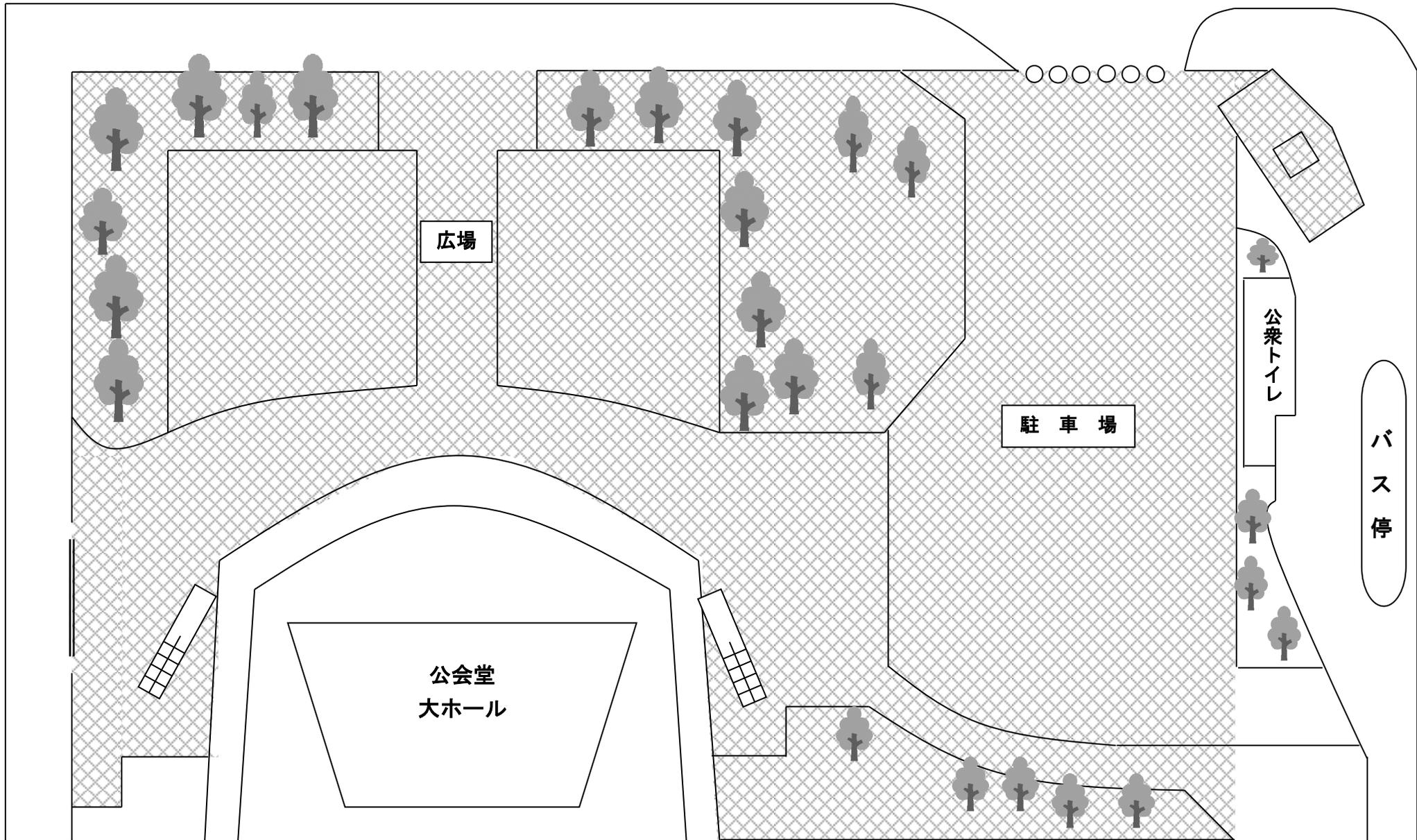
## 6 特別清掃について

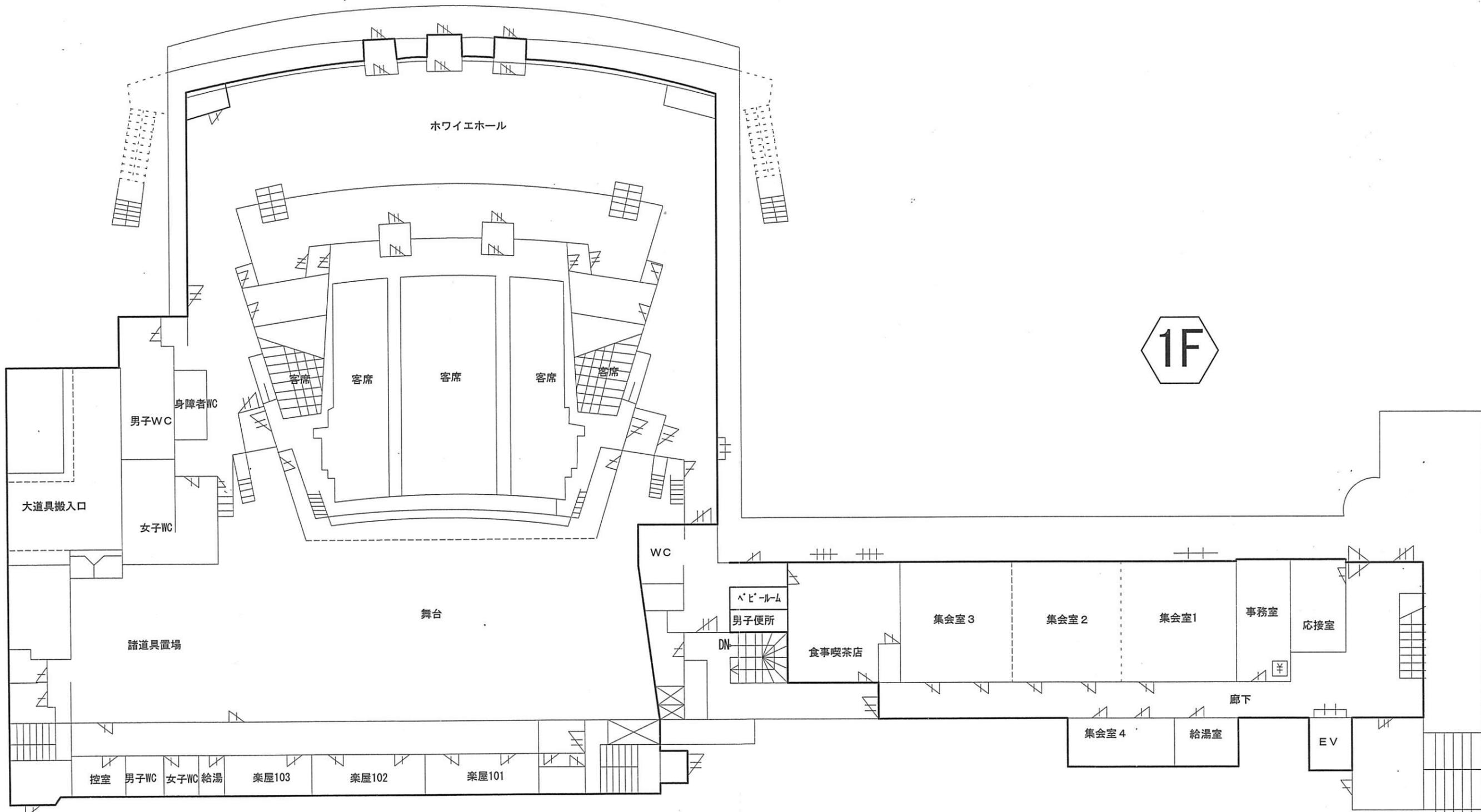
- (1) ビニール床は荒掃除をし、次にクリーナーを用いて掃除のうえ付着している汚物は指定剤で丁寧に除去した後、石鹼温水をもって全面をポリッシャーで洗浄し、汚水を拭き取り、十分に乾燥するのを待ってワックスを均等に塗布のうえブラシ掛けし磨き立てをする。また、適宜、養生をして壁等を破損しないよう留意し、から拭きつや出しを行う。
- (2) コルク床はゴミ、ほこり等を掃除機、ほうきで清掃し、清水で濡らし堅く絞った布で拭き、その後乾燥した布で拭き取り、床面を十分に乾燥させてから、樹脂ワックス（アクリル系）を使用しワックス掛けを行う。

- (3) 磁器タイル床、モルタル床、トイレ隔板、壁等は予め付着物を除去し、全面をワッシャー等の器具を用いて石鹼水で水洗いのうえ、モップ等で拭き取り、ポリッシャーをもってつやだしをし、ポリッシャーの使用できない部分はブラシ又は、乾布類を用いて磨き出しをする。
- (4) カーペット床は、洗剤を使用し、洗浄する。
- (5) 縁甲板貼床（リハーサル室）は、木床用のワックス掛けをする。
- (6) 天井、壁（階段共）、窓、照明器具、時計等日常手の届かない箇所は、脚立を用いてクリーナー又は、ハタキをもってほこりを払い、水拭きをする。照明器具は、シェード、グローブ、チューブ、電球及び蛍光灯器具を丁寧に取り外し、石鹼水等で水拭きをする。
- (7) 外部サッシは、乾いたモップ又は、ブラシ等を用いて、丁寧にちり払いをする。
- (8) 扉及び窓ガラス（建物内外の窓及び出入りロガラス）は両面とも、石鹼水又は、薬液類（スチールに有害となるものあるいはサッシに塗布したペンキが溶解されるおそれがあるものに用いない）をもって拭き、さらに乾布で拭き磨きをする。
- (9) 窓、扉の金具は磨き粉で、メッキのあるものは、指定の研磨剤で磨き、金具回りの手あか等も薬液又は、石鹼水を用いて丁寧に拭き取りをする。
- (10) ごみは、所定の場所に集め、ごみ収集日に搬出する。又、その付近を入念に掃除するものとする。
- (11) その他  
場所と材質に応じて、一般的事項を留意し、適正な方法で行うこと。

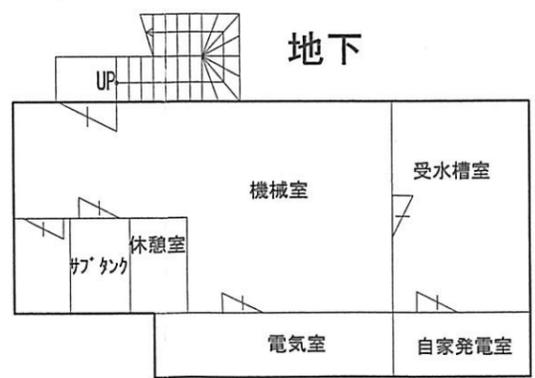


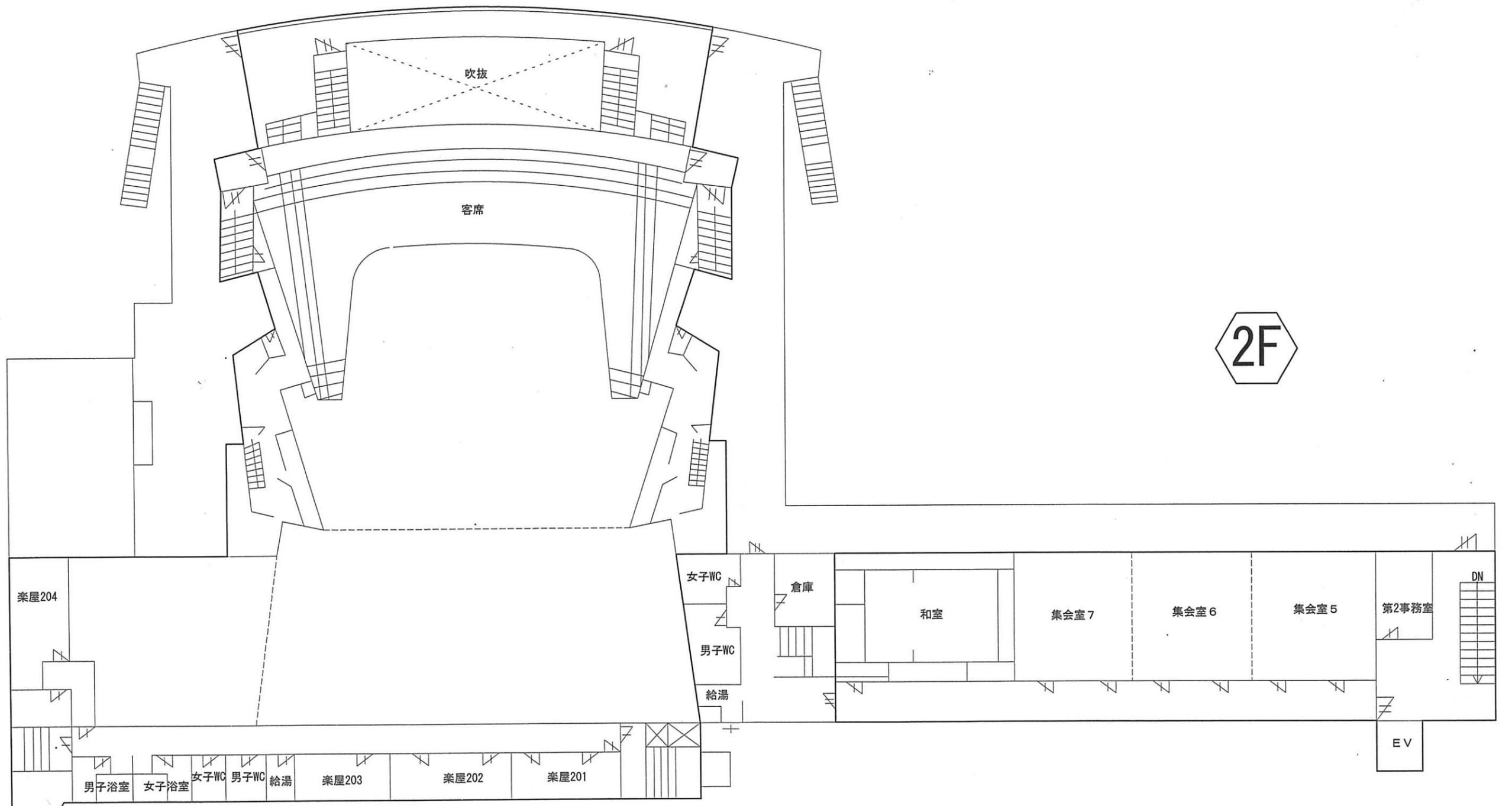
# 米子市公会堂敷地図

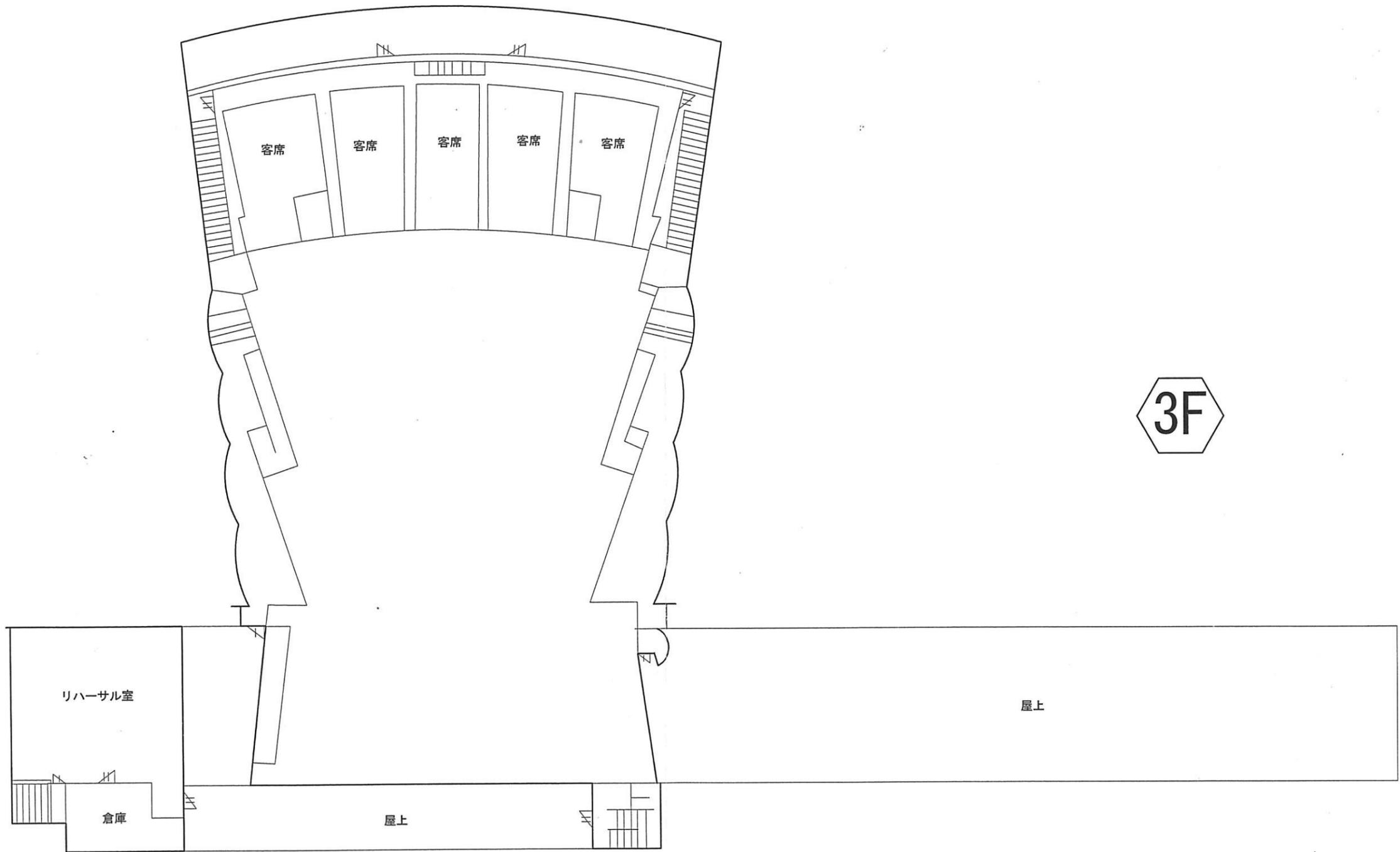


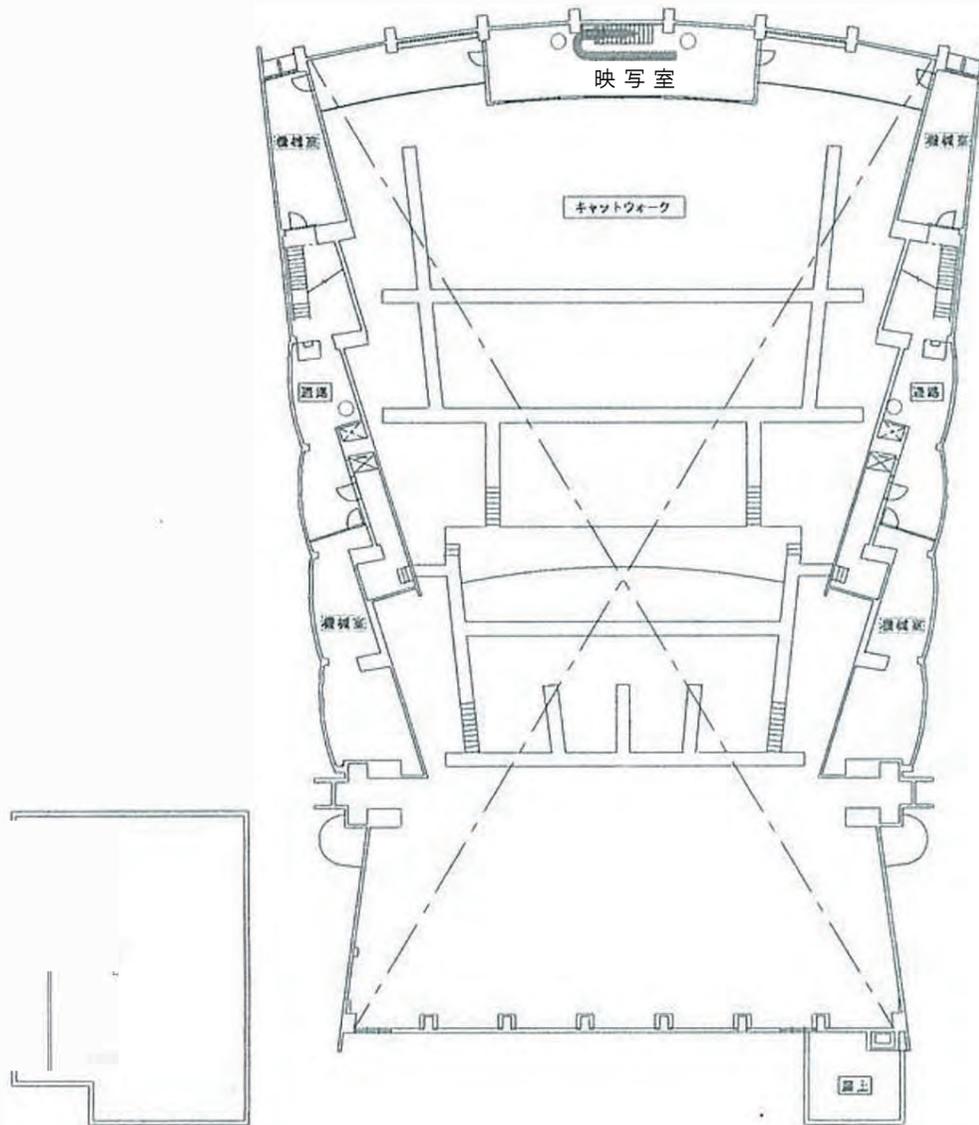


楽屋下









4F

# 公会堂 9号線側公衆トイレ

